

旅館業法施行条例

昭和33年4月1日長崎県条例第7号

改正 昭和33年12月27日条例第61号

昭和35年8月25日条例第34号

昭和45年10月3日条例第54号

平成2年12月25日条例第28号

平成12年3月24日条例第50号

平成12年12月22日条例第94号

平成15年3月17日条例第17号

平成30年3月30日条例第12号

令和2年3月27日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第2項並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、同条第2項第7号、同条第3項第5号、法第3条第3項第3号、法第3条第4項、法第4条第2項並びに法第5条第3号の規定に基づき、構造設備の基準、施設について講ずべき措置、社会教育に関する施設の範囲等、宿泊を拒むことができる場合その他法及び政令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

2 この条例において「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

3 この条例において「上がり用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

4 この条例において「上がり用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

5 この条例において「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

6 この条例において「貯湯槽」とは、原湯等を貯留する槽（タンク）をいう。

- 7 この条例において「ろ過器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。
- 8 この条例において「集毛器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- 9 この条例において「調節箱」とは、洗い場の湯栓（カラン）やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽（タンク）をいう。
- 10 この条例において「循環配管」とは、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。

（構造設備の基準）

第3条 法第3条第2項及び政令第1条第1項第8号に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 便所には、流水式の手洗装置を設けること。
- （2） 共同用の浴室には、脱衣場を設け、衣類を収納する保管設備を設けること。
- （3） 寝具類は、定員数以上を有すること。
- （4） 浴室（宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。）の構造設備は、次に掲げるものとする
こと。

ア 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していることを確認したものであること。

イ 貯湯槽は、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。

ウ 浴槽における原水又は原湯は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

エ ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、そのろ過器のろ材は十分な逆洗浄が行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設置すること。

オ ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、浴槽の底部に近い部分で循環している浴槽水が補給される措置が講じられていること。

カ ろ過器を設置する場合、浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

キ オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、回収槽の水が消毒できる設備が備えられていること。

ク 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）を使用する構造でないこと。

ケ 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

コ 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

サ 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

2 法第3条第2項及び政令第1条第2項第7号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 簡易宿所の設置場所が、学校の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該学校から客室その他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

(2) 前号に規定するもののほか、前項各号に掲げる基準によること。

3 法第3条第2項及び政令第1条第3項第5号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室は、収容定員に応じ十分な広さを有すること。

(2) 浴室の構造設備は、第1項第4号に掲げる基準によること。

（施設について講ずべき措置）

第4条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 換気、採光、照明及び防湿に関しては、次に掲げる措置を講じること。

ア 客室、食堂その他営業に供する場所は、自然光線を十分にとり入れ、空気の流れを良くする構造であること。

イ 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとする。

(2) 施設の内外は、常に清潔に保ち、ねずみ族、昆虫等の防除の措置を講ずること。

(3) 寝具等の取扱いに関しては、次に掲げる措置を講じること。

ア 布団、枕及び毛布は、原則として敷布若しくはシーツ又はカバーで適切に覆うこと。

- イ 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者 1 人ごとに洗濯したものと取り替えること。
 - ウ 寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。
- (4) 浴室（宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。）の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講じること。
- ア 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
 - イ 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
 - ウ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、必要に応じ完全に排水し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
 - エ 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。
 - オ 浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽水は、1週間に1回以上完全に換水すること。
 - カ ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。また、配管内の浴槽水は完全に排水できるよう図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。
 - キ 浴槽水は、アの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあっては、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、1リットル中0.4ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めること。結合塩素のモノクロラミンの場合には、1リットル中3ミリグラム程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。
 - ク キの場合において、循環配管を設置している場合にあっては、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。
 - ケ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
 - コ 集毛器は、毎日清掃及び消毒をすること。
 - サ シャワー、調節箱及びその他の給水、給湯設備は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

シ 水質検査は1年に、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1回以上、連日使用型循環浴槽水にあつては2回（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には4回）以上行うとともに、その検査結果は検査の日から3年間保管すること。この場合において、当該検査結果がアの基準を超えていた場合には、その旨知事に届け出ること。

ス オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、別途、回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。

セ 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。また、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

ソ 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

タ 水位計配管は、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

チ 脱衣場その他入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前に身体を洗うこと、薬湯に関する注意事項等入浴者が留意すべき事項を掲示すること。

ツ 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者にこの旨周知徹底させるとともに、営業者又は従業者のなかから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

（社会教育に関する施設等）

第5条 法第3条第3項第3号の条例で定めるものは、次に掲げる施設のうち、主として児童若しくは生徒の利用に供されるもの又は多数の児童若しくは生徒の利用に供されるもので、当該施設の清純な施設環境を保持することが特に必要と認められるものとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所で一時保護施設を有するもの

(2) へき地保育所

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく公民館

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく図書館

(5) 博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく博物館その他博物館相当施設

(6) 児童科学館、児童文化館、青少年教育センターその他の青少年教育施設

(7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく都市公園

(8) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に基づく体育施設

(9) 前各号に掲げる施設に類するもの及び教育に関する施設のうち知事が必要と認めるもの

2 法第3条第4項の条例で定める者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 当該施設の設置者が国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する法人をいう。)であるときは、当該施設の長
- (2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する教育委員会又は地方公共団体の長
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設であって、当該施設について監督庁があるときは、当該監督庁
- (4) その他の施設であるときは、当該施設の存する市町村の長
(宿泊の拒否)

第6条 法第5条第3号の規定により、営業者が客の宿泊を拒むことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 身体、衣服等が著しく不潔で、他の客に迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (2) 泥酔その他粗暴の行為により、他の客に迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (3) その他正当な理由があるとき。

(手数料)

第7条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、法の施行に係る事務のうち特定の者のためにするものについては、手数料を徴収する。

2 前項の規定による手数料の種別及び金額は、次の表のとおりとする。

番号	事務の名称	手数料の名称	単位	金額
1	法第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	1件	22,000円
2	法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件	7,400円

3 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 知事は、天災その他特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。

5 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和33年条例第61号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和35年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年6月15日から適用する。

附 則(昭和45年条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第50号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第94号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条から第6条までを削り、第2条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える改正規定(第3条第1項第7号、同条第2項第7号、同条第3項第4号、同条第4項第2号及び第4条第5号の規定に限る。)は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に法第3条第1項の許可を受けている営業者(次項に規定する者であつて、同項の許可を受けた者を含む。)で、この条例による改正後の旅館業法施行条例第4条第5号イ、ク、セ及びソに規定する基準に適合させるため営業の施設の改善が必要なものについては、当該規定は、施行日から平成16年9月30日までの間は、適用しない。
- 3 平成15年10月1日前に申請をした者に係る第3条第1項第7号、同条第2項第7号、同条第3項第4号及び同条第4項第2号の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日条例第12号)

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第15号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。